

平成30年2月6日

企業会計基準委員会 御中

宝印刷グループ
株式会社ディスクロージャー&IR総合研究所実務対応報告公開草案第53号
「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い（案）」に対する意見

拝啓 貴会益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、貴会より平成29年12月6日に公表されました公開草案につきまして、当研究所において検討し、以下のとおり意見を提出いたしますので、今後の審議においてご検討いただきたく、お願い申し上げます。

敬具

記

質問 1

仮想通貨交換業者又は仮想通貨利用者が保有する仮想通貨の会計処理に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

同意します。

ただし、期末における仮想通貨の評価により、帳簿価額との差額が生じ当期の損益として処理する場合に、仮想通貨交換業者と仮想通貨利用者の別や、仮想通貨の保有目的に応じた損益計算書における計上区分を規定することについて検討してはどうか。

質問 2

仮想通貨交換業者が預託者から預かった仮想通貨の会計処理に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

同意します。

質問 3

開示に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。
--

金融商品に関する注記と同様、仮想通貨に対する企業の取組方針、仮想通貨に係るリスク、仮想通貨に係るリスク管理体制について、仮想通貨の貸借対照表価額に重要性が乏しい場合を除き、注記を求めることとしてはどうか。

(理由)

仮想通貨は金融商品と機能的な性格が近似するものの、法律効果が異なること等から、会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」に定める金融資産には該当しない旨規定されています（公開草案第29項）。

しかしながら、保有目的や経済的な実質は金融資産とほぼ同様と考えられることや、仮想通貨の貸借対照表価額が重要な場合においては、仮想通貨に対する企業の取組方針等を投資家が理解することが、企業の将来予測として有益であると考えられるため。

質問 4

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

特になし。

以上